

令和3年8月12日

総務文教委員会資料

教育委員会

目 次

【報告事項】

- | | | |
|-----------------------|-------|-----|
| 1 市立小・中学校再編計画の考え方について | …………… | 1 頁 |
| 2 牛乳に起因する集団食中毒の対応について | …………… | 4 頁 |

1 市立小・中学校再編計画の考え方について

[学校再編推進課]

1 趣旨

市立小・中学校の再編計画の策定プロセスについて報告するもの。

2 これまでの経緯

全国的に児童生徒数が減少している中、本市においても半数以上の小・中学校が標準規模を下回る状況にあることから、平成31年1月の富山市自治振興連絡協議会正副会長会議を皮切りに市内自治振興会13ブロックにおいてPTAを交え、「市立小・中学校の将来のあり方」について説明会を実施した。

その後、令和2年8月に市民5,000人を対象とした学校再編に関するアンケート調査を実施し、回答者の8割から再編を推進・容認するという回答を得ている。

市教育委員会では、令和2年10月に通学区域審議会に対し、「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方について」諮問し、答申を経て同年11月に「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定した。

3 用語の定義

本市が進める学校規模の適正化及び適正配置は、「学校統合」という手法を基本としつつ、「通学区域の変更・弾力化」や「分離新設」といった手法についても検討を行いながら、「新たな学校」としてのスタートとするために「学校再編」と定義する。

4 再編素案検討のプロセス

再編素案は基本方針に定めた基準・手法に沿って次のプロセスを経て策定するものとする。

(1) 再編対象校の選定

再編の対象となる学校は、早期に適正化を検討する学校規模を定めた基本方針に基づき、再編が先行している水橋地区を除いた、

- ① 複式学級が存在する学校（小学校9校）
 - ② 全学年が単学級である学校（小学校16校、中学校2校）
- とし、選定時点を令和3年度とする。

(2) 再編を考える範囲

再編を考える範囲は、地域としての歴史的つながりや一体性、まとまりがあり、市民にもわかりやすい地域区分であり、本市の総合計画や都市マスタープランなど、まちづくりに関する他の計画との整合も図られることから、総合計画や都市マスタープランなどで設定されている14地域生活圏（別紙）とする。

(3) 再編の組み合わせの検討

同一の地域生活圏内において、まずは校区が隣接する学校で適正規模となるかを検討し、適正規模とならない場合は3校以上での再編を検討する。また、同一地域生活圏内での再編が困難な場合は、地域生活圏をまたいだ再編を検討する。

なお、新たな再編校の設置にあたっては、原則既存校舎の活用を検討するものとする。

(4) 小学校と中学校の併設の検討

同一の地域生活圏内の小学校で、次のような場合には、中学校との併設も念頭に、再編案を検討する。

- ① 複数校の組み合わせによって新たな再編校は適正規模校となるが、一部小規模校が残置する場合
- ② 同一地域生活圏内に中学校が一つの場合

(5) 再編素案検討の観点

再編素案は、客観的なデータを次の観点から検討し、複数案を策定する。

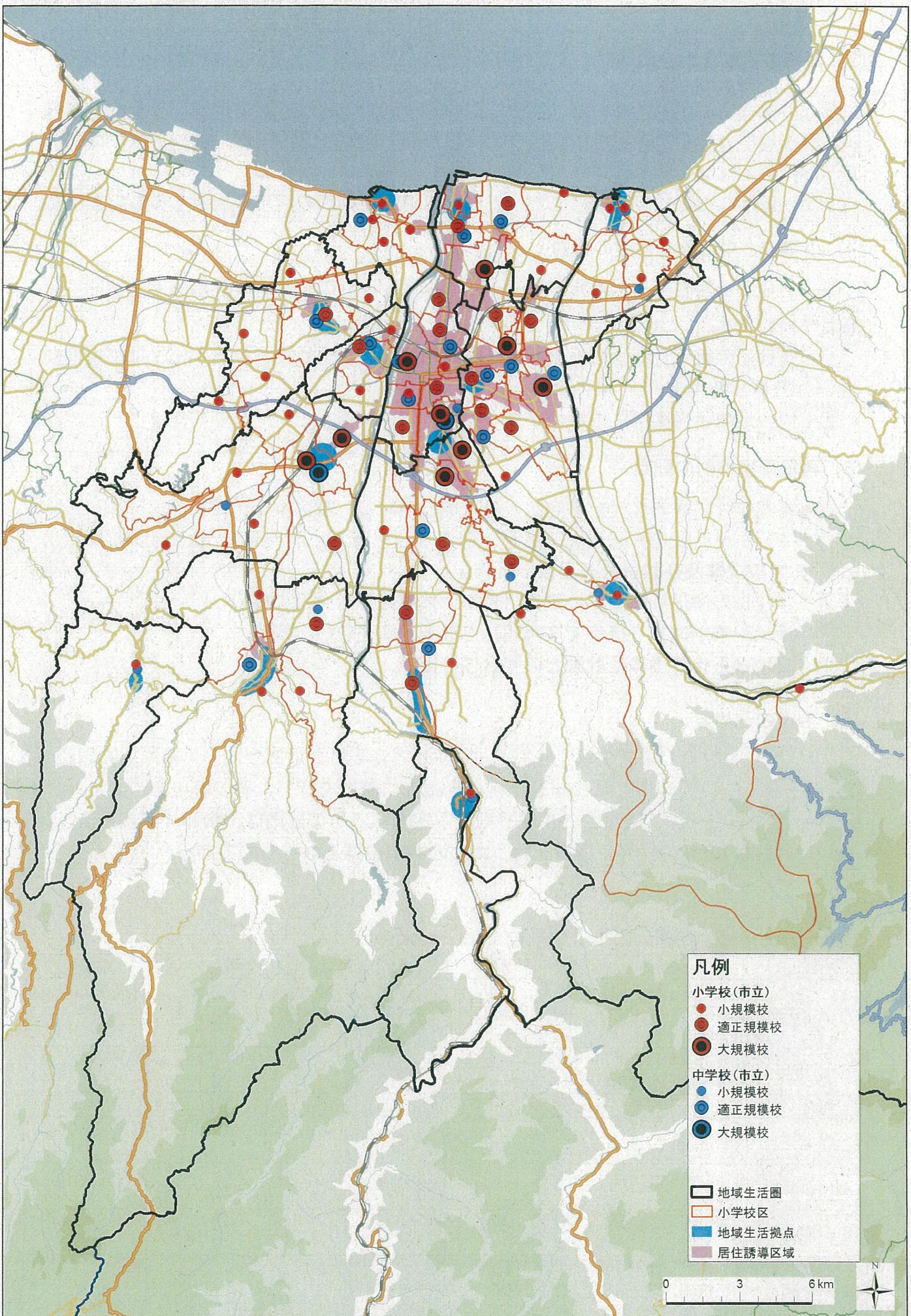
- ① コーホート変化率法を用いたR7、R12、R17、R22の各年度の児童生徒数推移による学校規模及び教室過不足数の観点
- ② 学校長寿命化計画による建物（校舎・体育館）健全度の観点
- ③ 通学距離が遠方（徒步で3km超）となる児童生徒数の観点
- ④ 立地適正化計画等他計画との整合性の観点

(6) 今後の進め方

第1回総合教育会議での意見をもとに、9月教育委員会定例会での再編素案の調整・策定を経て、10月以降、富山市通学区域審議会に諮問を行い、その答申を踏まえ、令和4年3月末までに教育委員会の再編計画を策定する。この計画は、令和4年度以降、保護者や地域の方への説明や議論を行うための本市の案となるものである。

＜参考＞14 地域生活圏別の小・中学校（赤字：再編対象校）

地域	小学校	中学校	地域	小学校	中学校
富山中央	芝園、中央、西田地方、光陽、 柳町 、奥田北、奥田、堀川	芝園、堀川、南部、奥田、大泉	水橋	水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条	水橋、三成
富山北部	浜黒崎 、 岩瀬 、萩浦、大広田、 針原 、豊田	北部、岩瀬	大沢野	大沢野、大久保、 船崎	大沢野
和合	四方 、八幡、草島、 倉垣	和合	大山	上滝 、大庄、福沢、 小見	上滝
呉羽	呉羽、 長岡 、寒江、古沢、 老田 、池多	呉羽	八尾	八尾、杉原、保内、 櫻尾	八尾、杉原
富山西部	桜谷、五福、 神明	西部	婦中	速星、鶴坂、朝日、宮野、 古里 、 音川 、神保	速星、城山
富山南部	堀川南、蟾川、新保、熊野、月岡	月岡、興南	山田	山田	山田
富山東部	東部、山室、山室中部、 太田 、広田、新庄、新庄北、藤ノ木	東部、新庄、山室、藤ノ木	細入	神通碧	榆原



2 牛乳に起因する集団食中毒の対応について

[学校保健課]

1 概要

市内の小学校11校、中学校4校、幼稚園1園において、(株)内田乳業が納品した牛乳を原因食品とする食中毒が発生し、6月17日(木)以降、下痢や腹痛、嘔吐、吐気、発熱といった症状により、多数の児童生徒等が欠席又は早退した。

その後の保健所等の調査により、(株)内田乳業が製造した牛乳による集団食中毒と判明した。

2 患者数(児童生徒園児及び教職員) (人)

芝園小	桜谷小	五福小	岩瀬小	豊田小	神明小	萩浦小	四方小	計
351	106	238	56	320	76	136	66	
八幡小	草島小	倉垣小	芝園中	西部中	岩瀬中	和合中	愛宕幼	
44	40	59	229	232	126	73	1	2,153

3 原因物質 『下痢原性大腸菌(推定)』

4 発生原因 製造工程上の機器が正常に作動していなかったことや、設備・器具類の洗浄消毒方法が不適切であったこと等。

5 これまでの市教育委員会の取組み

- ・給食関連施設の衛生管理の徹底等について、校園長へ通知
- ・1学期中は牛乳提供をいったん中止し、代替品を提供
- ・必要に応じた、保護者へのメールによる情報提供
- ・学校及びPTA会長に対し、牛乳提供再開に向けたアンケートの実施
- ・牛乳を調達している(公財)富山県学校給食会へ適正な業者選定を要望

6 2学期からの牛乳提供業者について

八尾乳業協同組合	芝園小・桜谷小・五福小・神明小・芝園中・西部中・愛宕幼
とやまアルペン乳業株	岩瀬小・豊田小・萩浦小・四方小・八幡小・草島小・倉垣小・岩瀬中・和合中

*配送については、(株)内田乳業が製造事業所から直接各学校に納める。

7 牛乳提供再開に向けた今後の取り組み

(1) 給食に関わる学校現場の確認について

該当校の牛乳提供再開に合わせ、調理場の衛生管理状況や児童生徒等の飲用状況を確認するため、学校保健課及び学校教育課教職員が学校を訪問する。

(2) 食育指導について

安全安心な給食提供及び牛乳の栄養摂取の重要性について、機会を捉えて児童生徒及び保護者へ説明する。栄養教諭等の未配置校へは、学校の要請に基づき学校保健課栄養士を派遣する。

(3) 牛乳飲用への不安を抱える児童生徒への対応について

給食再開時に牛乳飲用への不安を申し出た場合は、これまでどおり、担任等が対応し、必要に応じて臨床心理士を学校へ派遣する。

(4) 児童生徒等への賠償金等について

今回の食中毒により症状があった児童生徒等に対する損害賠償金等の支払いについては、(株)内田乳業が代理人弁護士を立て、準備を進めている。

(5) 再発防止について

(公財)富山県学校給食会においては、今回の食中毒を受け、牛乳を含む全納入業者を集め、改めて注意喚起を行っている。

また、市教育委員会においても、調理従事者や給食用食材の納入業者等に対し、衛生管理の徹底を再度要請するとともに、2学期の給食再開前に調理場設備等を再点検し、適正な環境整備に努める。

(6) その他

今回の食中毒に関する原因については、8月2日に富山市保健所から正式に発表され判明したことから、今後、(株)内田乳業から、被害者や保護者に對し、経緯を含め謝罪をされる予定。